

高知大学グローバル教育支援センター規則

令和4年9月29日
規則第47号

最終改正 令和4年10月3日規則第55号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、高知大学グローバル教育支援センター（以下「センター」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、海外協定校等との教育交流の推進やキャンパスの国際化の実現を目指す。また、学生の国際性を涵養し、国際社会に貢献し得る人材の育成を目的とする。

(組織)

第3条 センターに、運営戦略室を置く。

2 運営戦略室に関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 留学生の派遣及び受入れに当たり必要な支援に関する事。
- (2) 留学生に対する日本語及び日本事情等の教育に関する事。
- (3) 留学生に対する修学上及び生活上の指導助言に関する事。
- (4) 留学希望者の支援に関する事。
- (5) 学生の国際交流に関する事。
- (6) その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関する事。

(職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 専任担当教員
- (4) 兼務教員
- (5) その他必要な職員

2 センターの教員人事については、センター長は、欠員補充の可否を学長に協議した上

で、高知大学センター連絡調整会議の議を経て、発議を行うものとする。

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

- 2 センター長は、学長が指名する。
- 3 センター長の任期は、当分の間、学長が定める。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

- 2 副センター長は、センター長が指名する。

(専任担当教員及び兼務教員)

第8条 専任担当教員及び兼務教員は、センターの業務を処理する。

(事務)

第9条 センターの事務は、学務部国際教育支援室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月3日規則第55号)

この規則は、令和4年10月3日から施行し、令和4年10月1日から適用する。